

課税業務の集約について

1 課税業務の集約について

納税者の利便性向上及び限られた人員で効率よく業務を遂行し、専門的な知識や調査技術の蓄積、人材育成、税務行政の安定運営を図るため、「東部県税局吉野川庁舎」、「南部総合県民局阿南庁舎」、「西部総合県民局美馬庁舎」で行っている「法人課税業務」及び「不動産取得税の家屋評価業務」を「東部県税局徳島庁舎」に集約します。

2 集約によるメリットについて

法人課税業務は、電子申告が約 85%を占めており、申告書等の提出先を集約することが納税者にとって合理的で、さらに専門性が高い様々な問合せへの迅速な対応が可能となるほか、人材育成・技能承継・調査体制の強化を図ることができます。

不動産取得税の家屋評価業務は、家屋評価算定の知識・技術が特に重要で、集約することで人材育成・技能承継・調査体制の強化を図ることができます。

3 窓口対応について

申告書等の受付及び相談は、引き続き、各庁舎で対応します。

4 今後のスケジュールについて

令和 6 年 11 月 徳島県税条例改正案提出

令和 7 年 1 月 広報開始

4 月 徳島県税条例改正案施行、集約開始